

## 高島市共同募金委員会 地域のきずな助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるために、住民同士がお互いの絆を結び、高島市内の地域や社会の課題解決に向けて行う活動に対して、高島市共同募金委員会（以下、「本会」という。）が交付する「地域のきずな助成金（以下「助成金」という。）」に関して必要な事項を定めることにより、助成金の交付の適正化を図ることを目的とする。

### (助成対象団体)

第2条 助成の対象団体は、高島市内の地域や社会の課題解決に向けて、自発的に具体的な活動を継続して実施している、または実施しようとしている団体で、次の要件を満たしている団体とする。

- (1) 団体が非営利であること。
- (2) 活動者は無償であること。
- (3) 3人以上で構成している団体であり、構成員の半数以上が、市内在住・在勤・在学であること。
- (4) 自発的・自立的に活動していること。
- (5) 趣味や技能取得のみのサークル活動でないこと。
- (6) 地域福祉を推進するために、社会福祉協議会や他団体と協力・連携が図れること。
- (7) 団体の活動における事故等に対応するために、原則として「ボランティア活動保険」に加入すること。

2 区・自治会および区・自治会が組織する福祉推進委員会は、助成対象外とする。

### (助成対象活動)

第3条 助成の対象とする活動は、地域福祉の推進のために、住民同士がお互いの絆を結び、高島市内の地域や社会の課題解決に向けて行う活動で、助成金審査委員会が認めた活動とする。

2 前項に関わらず、助成の対象とする活動は他の助成を受けていない活動であり、政治活動、宗教活動でないこととする。

### (助成金額)

第4条 助成金の額は、次の第1号及び第2号の合計額を上限とする。

- (1) 基本助成 1団体あたり10,000円
- (2) 構成員助成 申請時の活動構成員数に500円をかけた額。ただし、構成員助成の上限金額は10,000円とする。

### (助成対象経費)

第5条 助成金交付対象とする経費は、助成対象活動の目的を達成するために直接必要な経費とし、別表のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは助成対象としない。

- (1) 赤い羽根共同募金寄付者の意向や思いに添わない経費（団体の事務所等を維持するための経費、食費、会議の茶菓子代等飲食費等）
- (2) その他、会長が適当でないと認めた経費

(交付申請)

第6条 助成金を受けようとする団体の代表は、助成金交付申請書及びその他会長が必要に応じ提出を求める書類を添付し、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、審査委員会の審査及び聴き取り調査等を経て、交付が適当と認めたときは交付決定し、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付請求の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体の代表は、助成金交付請求書を会長に提出しなければならない。

(助成対象活動の変更)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体の代表は、助成交付決定後、やむを得ない事情により助成対象の活動等の変更が生じたとき、または中止しようとするときは、会長の承認を得てその指示に従わなければならない。

(助成対象活動の実績報告)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体の代表は、当該助成対象活動完了後、速やかに助成金実績報告書及びその他会長が必要と認める書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 会長は、助成金の交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 助成金をほかの用途に使用したとき。
- (3) 助成金交付の要件に違反したとき。

(助成金の確定通知)

第12条 会長は、助成を受けた団体の実績報告書を審査し、助成金の額を確定し、助成を受けた団体に助成金確定通知書にて通知する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条）

旅費	活動のための移動に係る経費。公共交通機関を利用する場合は実費額。自家用車を使用する場合は運行距離で算定し、1 kmにつき30円以下とする。
消耗品費	使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないもの等を購入するための経費
印刷製本費	チラシ、リーフレット等、無料で配布する印刷物の場合は、単価100円（消費税含む）を限度とする。
通信運搬費	郵便料金等の経費及び物品等の運搬に係る経費
保険料	ボランティア活動保険、行事用保険料等の経費。活動のための必要最小限の保険料のみ助成対象とする。
諸謝金	講演や出演等に対する謝礼。講師一人当たり1回の謝礼は3,000円を限度とする。
賃借料	助成対象活動のための会場や備品の賃借料。 (事務所等を維持するための家賃は助成対象外とする。)
材料費	手作り作品の材料費や食材料費
その他会長が認めた経費	助成対象活動の目的を達成するために直接必要な経費